

業務請負契約書(案)

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 委託業務の名称 | 病院警備及び宿日直業務委託 一式 |
| 2 履行場所 | 独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター |
| 3 履行期間 | 2019年4月1日 ～ 2020年9月30日
詳細は仕様書に定めるとおり |
| 4 業務委託料 | 履行期間総額 ￥ ー
月額 ￥ ー |
| うち取引に係る
消費税及び
地方消費税の額 | 履行期間総額 ￥ ー
月額 ￥ ー |
| 5 契約保証金 | 免除 |
| 6 調停人 | なし |

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 札幌市白石区菊水4条2丁目3番54号
独立行政法人国立病院機構
北海道がんセンター
院長 加藤 秀 則

受注者

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、作業マニュアルをいう。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、頭書記載の業務（以下「業務」という。）を頭書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）中、履行するものとし、その委託料を支払うものとする。

3 乙は受託した業務を円滑に運営するため業務処理責任者を定めることとする。業務処理責任者は業務従事者に対し指揮・監督を行うとともに、甲に対し必用な提案を行うことができるものとする。また、業務処理責任者が不在となる場合は必ず代理を選任する等し、業務に支障をきたさない体制を確保するものとする。

4 甲は、その業務を円滑に運営するため、業務に関する連絡、承諾又は協議を乙の業務処理責任者に対して行う権限を有する。

5 乙は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項に定める権限を行使した場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

6 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

10 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

12 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(書面主義)

第2条 前条第4項は、書面により乙の業務処理責任者に対し行わなければならない。

2 甲及び乙は、この契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(法令等の遵守)

第3条 乙は甲の業務活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

2 乙は、業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正な行為等を行ってはならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。但し、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

(一括委任等の禁止)

第5条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(担当職員)

第6条 甲は、担当職員を置いたときは、その氏名等を乙に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。

2 担当職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 業務を円滑に運営するための乙又は乙の業務処理責任者に対する業務に関する連絡、協議

二 この契約書及び仕様書等の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 甲は、2名以上の担当職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの担当職員の有する権限の内容を、担当職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 この契約書に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(業務処理(副)責任者等)

第7条 乙は、業務の管理を行う業務処理(副)責任者及び業務に従事する者(以下「業務処理(副)責任者等」という。)を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。また、業務処理(副)責任者不在の場合に代理の責任者を定めた場合には甲へ速やかに通知しなければならない。

2 業務処理(副)責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務処理(副)責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(業務処理(副)責任者等に対する措置請求)

第8条 甲は、業務処理(副)責任者等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、担当職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対

して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に乙に通知しなければならない。

(条件変更等)

第 9 条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 仕様書、作業マニュアル等に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - 二 仕様書、作業マニュアル等に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 仕様書、作業マニュアル等の表示、文脈が明確でないこと。
 - 四 履行上の制約等仕様書、作業マニュアル等に示された条件が実際と相違する。
 - 五 仕様書、作業マニュアル等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 甲は、乙の同意を得て、調査の結果及び対処（仕様書等を改定する必要があるときは、それを含む）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は乙の同意を得て、仕様書等の改定を提案しなければならない。
 - 5 前項の規定により仕様書等の改定が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第 10 条 甲は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 11 条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(臨機の措置)

第 12 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第 1 項又は前項により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する

5 甲は、乙の臨機の措置によって損害を生じた場合の損害賠償請求権は、これを放棄する。ただし、乙に甲を害する意図があるとき又は、乙に重大な過失があるときはこの限りではない。

(必要書類の提出)

第 13 条 乙は、業務の実施に先立ち甲の施設管理上必要とする場合、業務従事者の氏名を記載した名簿を甲に届出るものとし、業務従事者を変更する場合も同様とする。

(事故等の報告及び処理)

第 14 条 乙は、業務を行うにつき事故が生じた場合は、直ちに甲に報告し、事後措置について甲と協議するものとする。又、乙において一切の処理手続きを行うものとする。

(一般的損害)

第 15 条 業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項、第 2 項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 16 条 乙の業務を行うにつきその業務に瑕疵があり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその損害賠償を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前 2 項の場合その他の業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

4 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の業務委託料を増額すべき事由又は、費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め甲に通知することができる。

(検査)

第 17 条 乙は、実施月の業務を完了したときは、仕様書等に定めるところにより、報告書を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた病院担当職員は、前項の規定による報告書

を受けたときは、乙の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに再履行して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、再履行の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第18条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、頭書記載の月額業務委託料の支払を乙に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領したときは、業務を完了した月の翌々月末までに乙に支払うことを原則とする。

(業務委託料の不払いに対する業務中止)

第19条 乙は、甲が第18条の規定に基づく支払いに遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められる時は履行期間若しくは委託料を変更し、又は、乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第20条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務を完了することができない部分の額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、第18条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。なお、その額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要しないものとする。
- 4 甲が支払い期限までに支払いをしないことが、天災地変その他やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の100分の10に相当する額のほか、請負（契約）金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第23条 乙が前条及び第37条4項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第 24 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 二 その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - 三 管理責任者を配置しなかったとき。
 - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - 五 第 25 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 甲は、業務が完了するまでの間は、第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 4 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第 25 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 第 10 条の規定により仕様書等を変更したため委託料額が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - 二 第 11 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。
- 2 乙は、前項の規定より契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第 26 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）を検査の上、当該検査に合格した既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(賠償金等の徴収)

第 27 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払の日まで年 5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 5 パーセントの割合で

計算した額の延滞金を徴収する。

(個人情報に関する秘密保持等の義務)

第 28 条 乙は、この契約において処理することとされた事項に関して甲から提供された個人情報については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(業務従事者の個人情報の保護に関する措置)

第 29 条 乙は、この契約業務に従事する者について、個人情報の保護に関する非開示契約の締結、教育訓練等の必要な人的安全管理措置を講じ、かつ、契約の処理に当たり適切な管理を行わなければならない。

(個人情報の複製等の制限)

第 30 条 乙は、甲と合意した目的・方法等によらないで、甲から提供された個人情報を利用若しくは加工し、複製若しくは送信し、又は当該個人情報が記録された媒体を送付若しくは持出してはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第 31 条 乙は、甲から提供された個人情報が漏えいし、又は漏えいした恐れがあるときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(契約終了時における個人情報の消去)

第 32 条 乙は、この契約が終了したときは、直ちに甲から提供された個人情報を消去しなければならない。

(秘密保持規定の効力)

第 33 条 第 28 条の規定は頭書記載の履行期間の経過又は契約の解除により契約が終了した後についても抗力を有する。

(個人情報保護に関する規定の違反した場合における契約解除等の措置)

第 34 条 乙が、第 28 条から前条までの規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

(個人情報保護に関する規定に違反した場合における損害賠償)

第 35 条 乙が第 28 条から第 34 条までの規定に違反した場合には、乙は甲が被った損害を賠償しなければならない。

(コンプライアンスの遵守)

第 36 条 乙は、事前に、当該業務従事者に対して、別紙 2 を交付し、国立病院機構におけるコンプライアンス制度とその趣旨を周知するとともに、別紙 3 の誓約書を甲に提出するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 37 条 乙は、当該契約の履行にあたり、反社会的勢力(独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 27 年規程第 63 号)第 2 条各号に掲げる者をいう。以下同じ。)と一切の関係を持たないこと。

2 契約締結後に、乙が反社会的勢力であることが判明した場合及び反社会的勢力が直接又は間接的に乙を支配するに至った場合には、甲は、契約を解除することができる。

3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき甲が契約を解除した場合、乙に生じた損害について、甲は何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 第1項又は第2項の規定に基づき甲が契約を解除した場合、乙は、甲に対し、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として支払うものとする。

(反社会的勢力との契約解除)

第38条 甲は、本契約締結後に乙が反社会的勢力であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、本契約を解除することを原則とする。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

(契約外の事項)

第39条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。